

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

ラグビーのワールドカップ、ノーベル賞、芥川賞は私たちに「努力は裏切らない」ことを思い出させてくれました。

その努力は想像を超える誰にも負けない圧倒的なものでなければいけません。裏切られる努力は努力とは言えません。これ以上は出来ないかと納得できる努力であればどんな結果であっても自分の可能性の大きさや自分で決めていた限界の違いに気づくことができます。

それは今までに見たことのない「努力は裏切らない」と感じる世界であり、その経験は失うことのない財産となるはずで

私の書棚より

○上手くいっている人がいれば自分と何が違うのかを冷静に見比べて、良いものは積極的に取り入れる。それが成功する考え方なんだ。

○原因の背後には必ず真因がある。ミスが起きたときには表面的な問題だけを見るのではなく「なぜ」を五回繰り返し返して真因に迫り、本質的な解決を図る、というのがトヨタの考え方なんだ。

「トヨタの自分で考える力」
原マサヒコ著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□法人が金銭その他の資産の贈与又は無償の供与をした場合には、寄附金として一定の算式で計算した限度額までしか損金算入できません。

ただし、子会社に対する無利息貸付けや債権放棄等がその子会社の倒産を防止するために行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等相当な理由があると認められる場合や、震災、風水害等で被災した取引先に対してその復旧を支援するため災害発生後相当の期間内に売掛金、貸付金等の債権を免除した場合のその免除額については、寄附金の額に該当しないものとされます。

□平成 31 年 6 月 30 日までに 20 歳以上の者が祖父母から居住用不動産の取得のための金銭の贈与を受けた場合、その受贈者の贈与を受けた年の合計所得額が 2,000 万円以下であれば、平成 27 年中では、質の高い住宅で 1,500 万円、その他の住宅で 1,000 万円が贈与税の基礎控除 110 万円の他に控除することができます。

また、この特例を受けるためには、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその家屋に居住することが条件ですが、3 月 15 日までに家屋が未完成の場合には 12 月 31 日までに居住することが確実であると認められるときは適用を受けることができます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

11月の税務スケジュール

10 日	○ 10 月分の源泉所得税の納付
15 日	○ 所得税の予定納税額の減額の申請(休日につき 16 日)
30 日	○ 9 月決算法人の確定申告 ○ 28 年 3 月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 12 月、28 年 3 月、6 月決算法人の消費税中間申告

30 日	○ 11 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	-------------------------

今月の贈る言葉『追い詰められた場所にこそ大きな飛躍があるのだ』 by 羽生善治